

小型特殊自動車(農耕作業用・その他)をお持ちの人へ

☎ 税務課 ☎73-6642

乗用装置が付いた農耕トラクターなどの「農耕作業用」、フォーク・リフトなどの「その他」に分類される小型特殊自動車は、公道の走行の有無にかかわらず(工場や田畑でしか使用しない場合でも)、ナンバー登録が必要です。該当する車両を取得した人(法人)または、現在、未申告の車両を所有している人(法人)は、速やかに軽自動車税(種別割)の申告手続きをして**標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。**

●軽自動車税(種別割)の課税対象となる小型特殊自動車

		農 耕 作 業 用	そ の 他
自動車の 大きさ※	長さ	制 限 な し	4.7m以下
	幅		1.7m以下
	高さ		2.8m以下
総排気量	制 限 な し	制 限 な し	
最高速度※	時速35km未満	時速15km以下	
構 造 ※乗用装置が 付いている車両	農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機、国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車(いずれも乗用装置付のもの)	フォーク・リフト、ショベル・ローダ、タイヤ・ローラー、国土交通大臣が指定する構造のカタピラを有する自動車および特殊な構造などを有する自動車など	

※自動車の大きさまたは最高速度が上記の範囲外であれば、大型特殊自動車に該当し、固定資産税(償却資産)の課税対象となります。大型特殊自動車の登録については、運輸局で手続きをしてください。

●手続きに必要な物

- ・印かん ※シャチハタ不可
- ・販売証明書または譲渡証明書
- ・車名(メーカー名)、型式認定番号、車台番号などが分かるもの

※**使用しない車両を処分した場合や、所有者を変更した場合は、廃車・名義変更の手続きをしてください。**手続きを行わないと、軽自動車税(種別割)が課税されたままになったり、元の所有者へ課税されたりしますのでご注意ください。
※「長崎99」など、運輸支局から交付されたプレートを廃車申告するときは、運輸支局と市の窓口の両方で申告が必要となります。

公売物件のお知らせ

☎ 税務課 ☎73-6642 または 県央振興局税務部 納税課 第三班 ☎0957-22-1032

長崎県県央振興局は、次のとおり公売を実施します。

☎令和2年2月13日(木) ☎北有馬ピロティー文化センター日野江

- 入札開始…午前11時 入札締切…午前11時30分
- 開 札…午前11時30分(最高価落札者および次順位入札者公表)

※公売物件の情報など、詳細は県央振興局までお問い合わせください。

公売物件のお知らせ 県央振興局

【公売財産】

- 財産名…土地
- 所 在
 - ・北有馬町乙字樋口47番 (地積: 2,106㎡)
 - ・北有馬町乙字樋口58番1 (地積: 713㎡)
 - ・北有馬町乙字樋口39番1 (地積: 1,024㎡)
- 地 目…田(現況地目:田)
- 取得資格など…南島原市農業委員会発行の農地買受適格証明書が必要です。

【価格などについて】

- 見積価格(最低公売価格)…2,252,000円
- 公売保証金…230,000円
(公売保証金は入札当日に、いったんお預かりする必要がありますので、事前に準備して入札会場へお越しください。)
- ※開札まで公売事由が解消した場合は、本公売を中止する場合があります。

ひとり親家庭等(母子・父子)福祉医療費の更新手続きについて

☎ こども未来課 ☎73-6652

ひとり親家庭等福祉医療費受給者証の更新手続きを行います。更新の手続きをしないと、受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。
※現在の受給者には、個別に通知します。



●**手続き期間**

11月11日(月)~22日(金)

☎各支所、市民サービス課、こども未来課

●**福祉医療費自己負担金**

- ・1医療機関ごと、1日につき800円(月上限1,600円)
- ※院外処方薬局での負担金は全額助成されます。

●**ひとり親家庭等福祉医療費とは**

ひとり親家庭などで18歳未満の児童を扶養している母または父と、扶養されている18歳未満の児童を対象にした福祉医療費制度(所得要件あり)。医療機関で受診した場合などの一部負担金が、次に掲げる福祉医療費自己負担金を超えた場合に、超えた額を助成します。
※支給申請の手続きが必要です。

●**その他の福祉医療費助成制度**

- ・乳幼児福祉医療費
- ・こども(*1)福祉医療費
- ・寡婦等(*2)福祉医療費
- ・障害者福祉医療費
- *1 小中高校生世代で認定申請をした人
- *2 配偶者のいない60歳代の女性で、扶養義務者と生計を同一にしない人
- ※「福祉医療費」や「児童扶養手当」の受給手続きに関する事など、制度の詳細は、お問い合わせください。

南島原市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画(案)に関する市民意見を募集します

☎ 管財契約課 ☎73-6626 FAX82-3086 または 各支所
〒859-2211 西有家町里坊96番地2 Eメール: kanzai@city.minamishimabara.lg.jp

市の公共施設を、将来を見通した施設配置とするため、「南島原市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」を策定します。本計画の策定にあたって、皆様のご意見やご提案を募集します。

●**閲覧・募集期間**

11月1日(金)~29日(金)

●**閲覧場所**…管財契約課または各支所
(市ホームページにも掲載します)

●**意見などを提出できる人**

- ・市内に在住・在勤・在学の人
- ・市内に事業所などを有する人
- ・パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する人

●**意見の提出方法**

意見内容、住所、氏名、年齢、性別を記載し、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。
※様式は閲覧場所に用意しています(必要事項が記載してあれば任意様式でも可)。

●**意見に対する考え方の公表**

お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表予定です。

●**提出先**…管財契約課または各支所